

保護者各位

令和2年2月26日  
浅川保育園  
園長 上原 剛

**「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」**

このたび、厚生労働省から、新たな通知「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」発出され、関係機関への周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

**【通知概要】**

- ・子どもが新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、治癒するまで登園を避けるよう要請することがあります。
- ・子どもが新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合は、登園を避けるよう要請することがあります。
- ・登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し発熱（37.5度以上）が認められる場合には利用を断ることがあります。
- ・保育所等の職員は出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5度以上）が認められる場合には出勤を行わないこととする。
- ・新型コロナウイルスに感染した子どもが発生した場合、当該保育所の臨時休園を要請することがある。（規模・期間については保健所等と協議する）